



## 優良工事施工者表彰制度の実施について

本組合では、平成 28 年 8 月から『優良工事施工者表彰制度』を実施します。

### 1. 制度の概要

名古屋港管理組合が発注した請負工事において、的確な技術をもって良好な施工に努め、優秀な成績で請負工事を完成した施工者を表彰することにより、工事の品質確保の促進と優良な施工者の育成を図ることを目的とする制度です。

### 2. 表彰の対象者

表彰の対象者は、表彰の前年度（以下「対象年度」という。）に請負金額が 500 万円以上の工事を完成した施工者とし、次の（1）に該当し、かつ、（2）または（3）に該当する者とします。ただし、同一年度に同一施工者の重複表彰は、行わないものとします。

- （1）業種区分（土木工事、建築工事、鋼構造物工事、電気工事等）における過去 5 年間（対象年度を含む）の工事評定点の平均が 70 点以上である者
- （2）対象年度の工事評定点が 85 点以上である者
- （3）対象年度の工事評定点が 80 点以上 85 点未満の工事のうち、業種区分ごとに最高点である者

また、優良施工者の表彰を受けた場合、表彰以降の総合評価落札方式の入札で加点があります。

### 3. 表彰者の決定

表彰者は、本組合建設部職員で構成する表彰審査会で審査し決定します。

### 4. 表彰の時期

表彰は、毎年度 1 回で今年度は 8 月下旬頃に行う予定です。

【お問い合わせ先】  
名古屋港管理組合  
建設部技術管理課  
担当：松島、近藤  
TEL：052-654-7941